

2022年度③

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入下さい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰り下さい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、小問1、2の両方に答えなさい。

【事例】

- (1) 不良グループに属する甲らが通行中、前方からヘルメットをかぶらずに原動機付自転車を走行させていたAを発見し腹を立て、原動機付自転車を蹴りつけたがそのまま逃げられた。そこで、自転車で並走していたBを捕まえてAを呼び出すようにいったところ、近くの駐車場にAがやってきた。
- (2) そこで、甲らは「てめえ、誰の許可でノーヘルで走ってるんだ。刺すぞ。」などと怒鳴りつけながら、A、Bの顔面を手拳やヘルメットで殴り、倒れたAの背中を蹴りつけるなどした。そのころ、甲の仲間が乙に電話をかけ「今、ノーヘルの奴捕まえてやっちゃってる。これから公民館に移動する」などと伝えたことから、乙も現場に行くことにした。
- (3) 一方甲らはA、Bを連れて公民館へと移動し、金品を強取するためにさらに激しい暴行を加え、抵抗できなくなったAから現金1万円、Bから5000円を奪った。
- (4) 乙が現場に到着したところ、甲らに囲まれて顔面から血を流して正座をさせられているA、Bを見つけた。さらに甲らが暴行を加えようとしたのを見た乙は、その時点で上記事情をすぐさま理解したうえで、すでに反抗できない状態になっているA、Bを殴っても仕方がないと思い、甲らの暴行を阻止した。
そのうえで、乙が「金とりゃいいじゃん」といったところ、甲は抵抗できなくなっているA、Bのポケットから、Aの免許証の入った財布、Bのクレジットカードが入っている財布を取り上げ、甲、乙らは現場を立ち去った。
- (5) A、Bは、甲らの(3)の暴行によりAは全治1ヶ月、Bは全治3週間の傷害を負った。

小問1 甲の罪責について論じなさい(特別法違反の点を除く)。

小問2 乙の罪責について、甲に成立した犯罪の内どの範囲に共同正犯が成立するかを論じなさい（特別法違反の点を除く）。

II 刑法 110 条 2 項は自己所有の建造物等以外の物に対する放火につき「1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」に処するとし、同法 116 条 1 項は失火によって同法 109 条 1 項に規定する物を焼損した者を「50 万円以下」の罰金に処するとしている。

これを考慮しつつ、次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について答えなさい（特罰法違反の点は除く）。

【事例】

(1) 晩秋の候、甲は、路上で吸っていたタバコを、その火を消さずに、落ち葉の舞い散る公園内で投げ捨てた。ところが、そのタバコの火が乾燥した落ち葉に燃え移り、火のついた多数の落ち葉が炎と風にあおられて舞い上がり周囲に飛散し、付近にあったA所有の無人の物置小屋に降りかかり、これに延焼して焼損させた。

なお、甲は、自己の行為によってタバコの火が落ち葉に燃え移り火のついた落ち葉が降りかかって上記物置小屋が焼損することになるとは夢にも思っていなかった。しかし、注意すれば、当時の気象条件から、その危険は認識可能であった。

(2) 晩秋の寒い朝、乙はB所有の無人の物置小屋に隣接した自宅の敷地で焼き芋をしようとした。そこで、自宅の庭にあった自己所有の廃材を集め、自宅の敷地にあった自己所有の空のドラム缶に詰めて火をつけ、購入した自己所有のサツマイモをそこに入れて焼いていた。ところが、突風により火のついた廃材の破片が炎と風にあおられて上記ドラム缶の中から舞い上がり周囲に飛散した。そのため、付近にあった上記物置小屋に降りかかり、これに延焼しそうになった。もっとも、幸いにして、乙およびその家族がバケツで水をかけるなどして廃材の消火に努めたため、上記物置小屋は延焼を免れた。

なお、乙は、自己の行為によって上記物置小屋に延焼する危険が生じるとは夢にも思っていなかった。しかし、注意すれば、当時の気象条件から、その危険は認識可能であった。